

香川県外国人材優良受入事業者 認証制度を開始します

生産年齢人口が減少する中、外国人材は本県経済の持続的発展に必要な人材となっています。本認証制度は、外国人材の優良な受入・定着環境の実現に取り組む事業者を認証することにより、外国人材が働きやすい環境づくりを推進し、外国人材の受入れや定着、地域社会での活躍促進に寄与することを目的とします。

(対象) 県内の本社又は事業所で外国人材を雇用している事業者
(個人、団体を含む)

(認証要件) 就業環境や相談体制、交流機会等に関する25項目のうち
17項目以上を満たす事業者

(審査) 認証要件について、事業所を訪問し確認します

(認証) 認証された事業者には認証書と認証マークを付与します。
認証期間は3年間（更新あり）。

(期待される効果)

- ✓ 事業者：県のホームページをはじめとする各種広報媒体で取り上げることで、知名度が向上するとともに、外国人材に選ばれるための雇用環境の整備が促進される。
- ✓ 外国人材：優良な雇用環境が実現することで、外国人労働者のモチベーションアップにつながり、生産性の向上や地域社会での活躍につながる。

(申請方法) 下記のURL（香川県電子申請・届出システム）から
【令和8年10月30日（金）】までにご応募ください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13982

(ホームページ)

実施要綱や様式は、ホームページからご確認ください。

https://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/koyo/taisaku/gaikokujin/gaikokujin_hojyokin.html

(認証までの流れ)

1. 令和8年10月30日（金）までに「香川県電子申請・届出システム」から申請書類を提出
2. 県担当から事業者へ実地調査の日程調整の連絡
3. 県職員等による実地調査の実施
4. 3を踏まえ、認証の可否を決定
5. 認証決定者には、認証書と認証マークを付与



(認証要件)

就業環境や相談体制、交流機会等に関する25項目のうち17項目以上を満たす事業者を認証。詳細はホームページに掲載の「認証要件チェックリスト」をご確認ください。

(一部抜粋)

<就業環境に関する項目>

- ◆ 事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示などについて、外国人社員の母国語を用いる等の工夫をし、安全な職場環境を構築している。

<相談体制に関する項目>

- ◆ 母国語で相談できるサポート役を配置するなど、外国人社員が気軽に悩み事などを相談できる体制を整備している。

<交流機会に関する項目>

- ◆ 社内の懇親会や社員旅行等を実施し、社員の親睦を深め、外国人社員の孤立化防止に努めている。